

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A009211
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人鳥取童謡・おも ちゃ館

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館		
設立登記日(注)	平成25年4月1日		
法人の目的	多様化する県民の文化に対する要求に応えるため、童謡・おもちゃを通じた各種文化事業を行い、もって童謡・おもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	鳥取県	鳥取市西町3丁目202番地	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数(公益社団法人のみ)		人	

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた 利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	147,226,411 円		147,454,045 円
収入>費用の場合の対応			

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		94.8 %
①	公益実施費用額	147,454,045 円
②	収益等実施費用額	0 円
③	管理運営費用額	8,081,401 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0 円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	144,679 円
-------------	-----------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	87,444,498 円	負債額	23,137,472 円
		正味財産額	64,307,026 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	147,454,045 円
遊休財産額	1,388,887 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		40,223,807 円
①	公益目的増減差額	39,451,683 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	772,124 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	4,695,325 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。